

◎新潟県告示第693号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川中流圏域河川整備計画（平成20年3月28日新潟県告示第641号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び長岡地域振興局地域整備部、三条地域振興局地域整備部、柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦